

令和8年度 運行管理者一般講習受講料助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会(以下「青ト協」という。)は、指定する運行管理者一般講習実施機関(以下「実施機関」という)が行う運行管理者一般講習を、青ト協会員事業者(以下、「会員事業者」という。)並びに青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所(以下「優良事業所」という。)において選任された運行管理者が受講した費用の一部を助成し、適正な事業運営に寄与することを目的とする。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、2,720,000円とする。

(助成額)

第3条 助成額は、一律1名につき3,200円とする。
なお、差額が発生した場合は、事業者負担とする。

(助成対象)

第4条 会員事業者並びに優良事業所において選任された運行管理者とする。

(対象期間)

第5条 本助成は、令和8年4月1日から令和9年3月12日までに受講したものを対象とする。
ただし、eラーニング講習受講により、実績報告が必要なものは、2月末日までに受講したものを対象とする。

(実施機関)

第6条 青ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

- (1) (独)自動車事故対策機構青森支所
- (2) (株)ムジコ・クリエイト
青森モータースクール
八戸モータースクール
弘前モータースクール

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 eラーニング講習受講による助成金交付を受けようとする会員事業者並びに優良事業所は、第5条に定める期間内に様式1「運行管理者一般講習受講料助成(eラーニング講習受講)事業実績報告書(助成金交付請求書)」に添付書類を添付し、青ト協に提出しなければならない。

- 2 対面講習での受講の場合は、第8条のなお書きのとおりとする。

(助成金交付)

第8条 青ト協は、e ラーニング講習による実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めるときには、会員事業者並びに優良事業所に助成金を交付する。なお、対面講習での受講の場合は、青ト協及び実施機関との間で定める方法で助成を行う。

ただし、第5条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第9条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者並びに優良事業所に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられたか会員事業者並びに優良事業所については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。